

「不当な差別的取扱い」

【教育】

具体例 1

(1) 一般の方からの申し出 《障がいの有無・種別 不明》

特別支援教室をテーマとした講演会の資料に、「取り出し授業」という言葉が使われていました。「取り出し」という表現は、障がいのある子どもを物として扱っている言葉であり、社会的障壁のうち「観念の障壁」にあたると考えたとの申し出がありました。

(2) 経過および結果

市と申出者で話し合いの場を持ち、今後、「取り出し」の言葉を使わないことを確認しました。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

【医療】

具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 精神障がい》

病院職員の対応が悪い（診察を後に回される、他の病院受診を勧めるなど）です。病院に意見を言ったら、対応がさらに悪くなり、精神状態が不安定になりました。病院の対応は障がい者に対する偏見・差別ではないでしょうか。

(2) 経過および結果

相談者の思いを傾聴して、対応について病院に確認したうえ、相談者の思いを伝えました。病院側から、接遇対応について職員研修を行い、今後は適切な対応をすることとなりました。

病院で確認した内容を相談者に伝えて、一旦は納得しましたが、病院の対応について再び相談がありました。相談が繰り返されることが想定されたため、市と病院が情報共有しながら相談者に対応することとなりました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

「合理的配慮の提供」

【教育】

具体例 1

- (1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 その他（病弱）》
※令和5年度上半期から継続的な相談 （令和6年度上半期へ継続）

胃ろうや吸痰についてサポートが必要な子どもです。小学校入学に際し、医療的ケアサポーターの配置をしてほしい。また、他の児童と同じ給食を食べさせたいという保護者の思いがあって、給食をペースト状にして、それを胃ろうしてほしいという要望がありました。

- (2) 経過および結果

吸痰や胃ろうについては、医療的ケアの対象となるため、医療的ケアサポーター（学校看護師）を配置しました。

市では、児童の安全確保の点から給食室でのペースト食調理は実施できない旨を保護者に理解していただき、週3日は保護者が作製したペースト食を、週2日は栄養剤の注入を、医療的ケアサポーターが行うということで学校生活を送っています。

また、週1回指導看護師を巡回させることで、所属の医療的ケアサポーターが不在の時もフォローが可能な体制をとることにより、安定した学校生活を送れています。保護者負担の軽減を継続して図っています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 2

- (1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由、知的障がい》
※令和5年度上半期から継続的な相談 （令和6年度上半期へ継続）

子どもは吸痰が必要であり、胃ろうもあります。小学校入学に際し、医療的ケアサポーターの配置をしてほしい。また、小学校1年生の教室が2階になった場合は、安全に車いすを移動できる階段昇降機の配置をしてほしいという申し出もありました。

(2) 経過および結果

吸痰や胃ろうについては、医療的ケアの対象となりますので、入学時から医療的ケアサポーターの配置をしました。また、市では安全確保の点から給食室でのペースト食調理は実施できない旨を保護者に理解していただき、週3日は保護者が作製したペースト食を、週2日は栄養剤の注入を医療的ケアサポーターが行うということで学校生活を送っています。

階段昇降機の配置につきましては、本人の使用している車いすを確認したうえで配置しました。

令和5年秋に体調を崩し、新たに酸素投与が必要になったため、病院、学校、保護者、教育支援課とで相談し、体制を整えています。

また、週1回の指導看護師の巡回に加え、もう一人医療的ケアサポーターを配置し、さらなる保護者負担の軽減を図っています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 3

(1) 障がい者（側）からの申し出 《障がいの種別 視覚障がい》

※令和5年度上半期から継続的な相談 (令和6年度上半期へ継続)

子どもは先天性全色盲、弱視、羞明(しゅうめい)があります。小学校入学に際して、できるだけ本人が学びやすい環境設定にしてほしい。

(2) 経過および結果

盲学校にも相談しながら、書見台(しょけんだい)を入学時から使えるように配置しました。拡大読書器は、盲学校から借用したものを使用していましたが、令和4年度に市が購入したものを使用し、1人1台、必要に応じて自由に使用できるようになりました。

書見台と拡大読書器を使い分けしながら、適切な場面で効果的に活用しています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 4

(1) 障がい者(側)からの申し出 《障がいの種別 聴覚障がい》

※令和5年度上半期から継続的な相談 (令和6年度上半期へ継続)

聴力障害がある子どもです。小学校入学に際し、デジタルワイレス補聴援助システム(ロジャー等)を貸し出してほしいという申し出がありました。

(2) 経過および結果

市では、聞こえの程度や身体障害者手帳の取得状況等でデジタルワイレス補聴援助システムの貸し出しを行っておりますが、該当の子どもが対象に当たらないことを理解していただき、学習場面では、周りの子どもたちの声を聴きやすくするためのマイク型送信機の配置をしました。

また、配置したマイク型送信機と個人持ちのデジタルワイレス補聴援助システムを、場面に応じて使っています。

特別支援教育支援員を配置して、学習活動の支援や言語通級指導教室の利用もしています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 5

(1) 障がい者(側)からの申し出 《障がいの種別 知的障がい》

※令和5年度上半期から継続的な相談 (令和6年度上半期へ継続)

運動・精神発達遅滞がある子どもです。小学校入学に際して、階段を一人で登れないなど、移動時に怪我をしないか心配しています。見守ってほしいという申し出がありました。

(2) 経過および結果

階段では、手すりを使って自分で昇降しています。担任や介助員の見守りの中、怪我もなく安全に移動できています。安全確保のために、引き続き見守りを続けていきます。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 6

(1) 障がい者(側)からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

※令和5年度上半期から継続的な相談

子どもは脳症により麻痺があります。小学校入学に際して、腕や体の保持をしやすいよう、カットアウトテーブルや、ひじつき椅子等を用意してほしいという申し出がありました。

(2) 経過および結果

カットアウトテーブルは使いにくかったため、通常の児童用机を使っていますが、机の中の引き出しは使いづらいので、机の横にもう一つ机を置いて、その上に引き出しを置いて使っています。特別支援学級ではオーダーメイドの椅子を使い、交流学級ではオーダーメイドのひじつきのクッションのようなものを付けた7号の椅子に座って床に足がつくようにしています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 7

(1) 障がい者(側)からの申し出 《障がいの種別 肢体不自由》

※令和5年度上半期から継続的な相談

下肢麻痺の子どもです。室内は床面をずりばいで移動しています。入学に際して、階段の移動は階段昇降機を使ってほしいのと、車いすができるまで学校で車いすを用意してほしい。また、カットアウトテーブルやひじつき椅子等を用意してほしいという申し出がありました。

(2) 経過および結果

階段昇降機、車いす、カットアウトテーブル、ひじつき椅子を用意しました。カットアウトテーブルやひじつき椅子は特別支援学級と交流学級の両方の教室に用意して使っています。

階段昇降機と車いすで安全に移動できています。

【相談を受けた機関：市町教育委員会】

具体例 8

(1) 障がい者（側）からの申し出

《障がいの種別 発達障がい》

ディスグラフィア（書字表出障がい）の子どもです。高校入試に際し、合理的配慮の提供について市教委に相談しましたが、「これまでに事例がなく、対応できない」との回答でした。中学校長にも伝えましたが、市教委と同様に「合理的配慮を提供することはできない」という回答でした。

(2) 経過および結果

相談内容を市教委に伝えて、対応の状況等を聞き取りました。合理的配慮については、保護者が中学校と話し合いをし、どのような支援を受けているのか等を含めて、市教委や進学希望先の県立学校と対話を通して検討することになりました。

今後、県教委へ相談があった際には、相談内容をふまえて個別に対応します。また、当該者の状況を鑑み、必要に応じて各機関が連携して対応していきます。

【相談を受けた機関：県教育委員会】

【小売り・飲食・宿泊等サービス】

具体例 1

(1) 障がい者（側）からの申し出

《障がいの種別 視覚障がい》

コンサートチケットの申し込みが、インターネットのみに限定されているため、視覚障がい者は申し込みができません。窓口にお問い合わせたら、「家族や友人に頼んで申し込むように」とのことでした。視覚障がい者への合理的配慮をお願いしたい。

(2) 経過および結果

主催者にチケット申し込み方法などを確認して、「昨年までは、チケット販売店などで販売していたが、申し込めない方がいることなどを考慮して、今年から方法を変更しました。」との回答でした。

また、視覚障がい者や、今までの方法では購入できなかった方などでも申し込みができるように、合理的な配慮をお願いしました。

その旨を相談者に伝えて、納得いただきました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

【その他】

具体例 1

（１）企業からの申し出

《障がいの種別 視覚障がい》

視覚障がい者の方から、貸会場を借用したいという申し出がありました。印字のパンフレットをお渡ししたところ、白杖を持っているのに説明しないのは差別だと指摘がありました。指摘を受けて、口頭により説明を行いました。

また、配慮が必要な方に対しては、申出があれば口頭で説明をしています。今回はそのような要望はなく、特別な対応をすることで逆に失礼にあたるのではと考え、読上げ等の対応を行わなかったとのことでした。

企業として、認識不足なところがあるかもしれないので、対応について教えてほしいという相談がありました。

（２）経過および結果

障害者差別解消法に基づく、「不当な差別的取扱い」および「合理的配慮の提供」について、相談者に説明を行いました。

また、差別かどうかについては、相手がどのように感じるかが肝要であり、配慮が必要な方と思われる場合には、会話の中でその方に配慮が必要かどうかお話をしていただき、業務に支障のない範囲で柔軟に配慮いただきたいと伝えました。

【相談を受けた機関：市町障がい福祉担当課】

具体例 2

（１）障がい者（側）からの申し出

《障がいの種別 聴覚障がい、肢体不自由》

金融機関の窓口で、障がい特性を理解されず『わかる人を同行するように』『代筆はしない』など言われました。また、筆談にも応じてもらえなかった。

（２）経過および結果

相談者の思いと希望するコミュニケーション方法（筆談）および金融機関で希望した手続き内容を確認しました。金融機関にも対応時の状況について話を聞きました。

齟齬が生じた原因で、コミュニケーションがスムーズに取れないことで双方の思いが伝わっておらず、金融機関側でも困っていることが判明しました。正しい手続き方法について、金融機関に確認したうえ、相談者に丁寧に説明をしました。双方に伝えることで解決になりました。

【相談を受けた機関：県障がい福祉課】

「環境の整備」

【その他】

具体例 1

(1) 市町（障がい者）からの申し出 《障がいの種別 視覚障がい》

市担当課から、「市内に住む視覚障がい者の方から、市内信号交差点の障がい者用音響が最近小さくなったとの指摘があった。最近信号機が新しくなったが、その時に音量の設定も変更したのではないか。」と申し出がありました。

(2) 経過および結果

申し出のあった交差点は、視覚障がい者用付加装置等の更新工事を行っていました。設置に際し、音量調整は視覚障がい者の通行状況や付近住人の生活環境への影響等を総合的に勘案しながら行っていますが、当該工事においては、その調整が不十分であったことを確認しました。

市からの申し出を受け、警察、市、信号工事事業者、視覚障がい者、地域住民立ち会いのもと、当該交差点の現場確認を行い、視覚障がい者用付加装置の音量・鳴動時間帯の調整を行いました。本件をきっかけに、他の整備箇所についても、点検調整を行いました。

今後も、視覚障がい者の団体の方などからのご意見・ご要望を確認しながら、視覚障がい者用付加装置を含む音響式信号機の適切な運用に努めます。

【相談を受けた機関：警察本部】